平成２４年（フ）第４５６号
川崎市川崎区浜町３丁目５番21号
債務者　中川　利子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２３１７号
千葉県松戸市五香２丁目34―25　スカイハイツ３号館201号
債務者　益子ひと美（旧姓立花）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３６３号
東京都足立区鹿浜３丁目11―22―305
債務者　小川　勝敬
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４５５号
静岡県浜松市浜北区小松3483番地
債務者　鈴木かつゑ
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２２０１号
埼玉県加須市上三俣1678番地
破産者　株式会社ベストクリーン
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
千葉県白井市根248番地の４
破産者　有限会社弘栄自動車
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６７号
千葉県白井市根459番地の12、申立時の住所
茨城県稲敷郡河内町田川１番地20
破産者　齊藤　信隆
1　決定年月日　平成24年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６０号
山形県上山市新湯１番16号
破産者　有限会社菊屋
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１４号
群馬県前橋市三俣町１丁目45番地の26
破産者　宮地管工株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５２７号
群馬県前橋市総社町総社1386番地４
破産者　宮地　秀典
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９０号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地の545
破産者　有限会社中沢索道
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９２号
群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地の545
破産者　中沢　利子
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１５４８４号
東京都世田谷区南烏山３丁目23番１号　山本アビタシオン5003号
破産者　有限会社ファインジュエリープロポーサル
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３７７号
東京都北区王子４丁目６番６号　中正ビル
破産者　Ａ．Ｕ．Ｃ株式会社
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１２８号
東京都港区西麻布１丁目14番２号
破産者　株式会社プライズ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４８７号
東京都中央区八丁堀２丁目30番13号201号室
破産者　株式会社ウェルティブ
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７０５号
愛知県名古屋市西区大金町３丁目８番地
破産者　株式会社スタジオクローク
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７０６号
東京都世田谷区南烏山１丁目15―18　白游居１号室
破産者　伊藤　浩泰
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０１３号
東京都台東区台東１丁目14番14号
破産者　有限会社デザインエーオー
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０１４号
埼玉県所沢市小手指町１丁目38―１―311
破産者　藤巻　　巖
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部